

令和7年度田野小学校電子黒板購入業務仕様書

1. 業務名

令和7年度田野小学校電子黒板購入業務

2. 目的

田野小学校児童への ICT 教育をより一層推進し、デジタル教材やオンラインリソースを活用したより良い学びの環境を提供することを目的とする。

3. 履行期限

納入期限：令和7年9月30日まで

※8月20日から28日までの間デモ機（1台）の貸出を行うこと。8月20日までに納品が可能な場合は、デモ機は不要とする。

4. 納入場所及び台数

田野小学校

普通教室用 6台

特別支援教室用 1台

5. 内容

a. 調達品目（普通教室用）

項番		数量
1	電子黒板	6台
2	電子黒板スタンド	6台

項番1 電子黒板

- (1) サイズは65型以上であること
- (2) 解像度3840×2160以上、輝度400cd/m²以上、視野角左右178°・上下178°以上
- (3) ネットワークに接続可能であること、LAN端子があり、Wi-Fi接続可能であること、Wi-FiはIEEE802.11a/b/g/n/ac/ax(Wi-Fi6)、BluetoothはBluetooth5.0以上
- (4) 入力端子はHDMI、音声用がそれぞれ1系統以上あること
- (5) 出力端子はHDMI、音声用がそれぞれ1系統以上あること
- (6) USB type-A端子、type-C端子がそれぞれ1系統以上あること
- (7) Google Workspace for Educationと連携が可能なこと
- (8) ホワイトボード機能（アプリ）があること
- (9) 書画カメラやウェブカメラと連携可能であること
- (10) Google Playに対応していること
- (11) ウィルス対策が不要なこと又は必要であれば対策を行うこと
- (12) Chromebookと画面共有が可能なこと、生徒の画面を同時に9台以上表示できること
- (13) デジタル教科書に対応していること

- (14) タッチパネル方式であること、スタイラスペン（タッチペン）だけでなく指でも書き込みや操作が可能なこと、
- (15) タッチパネルは 40 点タッチ以上
- (16) 画面の保護ガラスは電子黒板の用途に耐えうる強度のパネルであり、映り込み軽減処理がされていること

項番 2 電子黒板スタンド

- (1) 65 型以上の電子黒板に対応していること
- (2) 任意の高さに調節が可能なこと
- (3) キャスターがあり移動が可能であること、移動しないようロック機能があること

b. 調達品目（特別支援教室用）

電子黒板 1 台（MOM0Bo ELM32Mx2401）

- (1) 画面サイズ 32V 型、最大輝度 200 cd/m²、解像度 1920×1080
- (2) 静電容量方式、タッチ数 10 点、スタイラスペン（タッチペン）だけでなく指でも書き込みや操作が可能であること
- (3) 内蔵スピーカー 8W+8W
- (4) 入力端子は HDMI、USB Type-A、type-C 端子がそれぞれ 1 系統以上あること
- (5) 内蔵バッテリー 9500mAh、満充電時稼働時間は 5 時間以上あること
- (6) Wi-Fi は 802.11a/b/g/n/ac、Bluetooth は Bluetooth 5.0 以上
- (7) ホワイトボード機能があること、ChromeOS 対応のミラーリング機能があること

c. 履行内容

- (1) 学校が指定する教室へ電子黒板を搬入し、授業で使用できる状態となるよう設定と設置をおこなうこと。搬入スケジュールについて学校と協議し搬入日時を決定すること
- (2) OS 等は設置時点で最新のバージョンに更新すること
- (3) 設置後、学校及び教育委員会と動作検証及びネットワーク疎通を確認すること
- (4) 納入後、学校の指定する備品管理番号のはいった管理シールを貼付すること
- (5) 導入時には学校が指定する期間（8 月下旬）に操作方法研修を行うこと
- (6) 電子黒板の基本的な操作方法や機能についてのマニュアルを紙及び電子媒体で提供すること。マニュアルは操作画面の画像を活用するなど教職員が確認しやすい体裁の資料とすること
- (7) 導入時以降も電子黒板の基本的な操作や機能がわかるよう操作方法等に関する動画を提供するもしくは研修会を実施すること

d. 障害発生時の対応及び保守

- (1) 5 年間（令和 7 年度～12 年度）の保守金額及び内容について提示すること、初年度（納品から令和 8 年 3 月 31 日まで）の保守金額は提案金額に含むこと
- (2) 障害発生時の対応と連絡方法、サポート体制を明確にすること、障害発生時学校等に対応するために必要な設定等をまとめた手順書を紙及び電子媒体で提供すること

- (3) 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、授業への影響が最小限となるよう対応すること
- (4) 障害発生時の代替機器の手配が可能なこと
- (5) 保守作業を行った場合は、本町に結果を報告すること

e. その他

- (1) 田野町セキュリティーポリシー及び関連法令等を順守すること、
- (2) 本業務の履行上知りえた情報を、許可なく他に公表してはならない、本業務終了後も同様とする
- (3) 成果物（導入物一覧、運用・操作マニュアル、サポート体制、機器設定手順書）を紙及び電子媒体で提出すること
- (4) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めがない事項については本町と受注者との協議により決定するものとする